

北海道産業教育審議会傍聴規程

平成19年7月12日北海道産業教育審議会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道産業教育審議会規則第5条の規定に基づき、北海道産業教育審議会及び専門委員会(以下「審議会等」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は10名とする。ただし、会長(職務代理者を含む、以下同じ。)は審議会等の会場(以下「会場」という。)の都合により、定員を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第4条 審議会等を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、審議会等の前日までに、北海道教育庁学校教育局高校教育課(以下「事務局」という。)に住所、氏名、年齢等を申し出、事前に許可を得なければならない。

2 傍聴人は、先着順に決定する。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は傍聴することはできない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 審議会等の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- 三 会長において傍聴が不相当と認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 審議関係者の言動に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否の意思を表明すること。
- 二 みだりに傍聴席を離れること。
- 三 飲食及び喫煙をすること。
- 四 写真、ビデオの類を撮影し、録画し、又は録音等をすること(ただし、報道関係者を除く。)
- 五 その他会場の秩序を乱し、又は審議会等の妨害となるような行為をすること。

(傍聴の制限)

第7条 会長は、審議の内容が個人のプライバシーや法人等の利害関係等に係るものであって、公開することによってそれらの権利利益が侵害されると認められるときは、審議会等を非公開とし傍聴を制限することができる。

(事務局職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、その都度、北海道産業教育審議会に諮って決定する。

附 則

この規程は、平成19年7月12日から施行する。